

Zenken通信 (vol. 64)

▽ 今回のお届け情報

Title: 和歌山県「最低制限価格 直接工事費100%に」

Outline

添付資料P1~4

○和歌山県は本年4月、最低制限価格及び調査基準価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直したが、県の発注工事は、中小規模の案件が多いため、大規模工事と比べ、資材の調達など、直接工事費の抑制が難しいことから、最低制限価格の算定式のうち、直接工事費を100%に引き上げることとした。これにより、最低制限価格は3%程度上昇する見込み。(12月1日から適用)

[見直し内容]

算定式	・ 直接工事費×0.95	⇒	1.00
	・ 共通仮設費×0.90	⇒	変更なし
	・ 現場管理費×0.70	⇒	変更なし
	・ 一般管理費×0.30	⇒	変更なし

○上記のほか、総合評価方式における「監理技術者の保有する資格取得後の年数」について緩和する等の見直しを実施した。

担 当 : 事業企画課 林

直接工事費100%に改正

和歌山県 最低制限価格算定基準

和歌山県は25日、公共調達制度の見直しについて発表した。予定価格1億円未満に適用している最低制限価格の算定で、直接工事費を従来の95%から100%で計算する	基準点数を変更すると見直し項目のうち、最低制限価格については、9月末までに発注した中小規模（500万円以上1億円未満）の工事	協議会（中央公契連）モデル（直接工事費の95%、共通仮設比の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の合計額）のうち、直接工事費を100%で計算するように改めること、3%程度の予定価格引き上げを図る。	協会の加入企業に10点を加点するとした。
よう基準を改めるとともに、総合評価方式についても評価項目の廃止・変更を実施。いずれも12月1日公告分から適用する	県庁の積算に近い業者が多かったことや、地域建設業を取り巻く環境の厳しさを考慮し、算定基準を改正。具体的には、今年4月から適用している中央公共工事契約制度連絡	また、総合評価に関する見直しでは、評価項目に設けている「災害時等緊急対応」（加算点1点）で、「災害発生頻度や地域性で偏りがある」「企業評価の面で災害対応	このほか、格付け基準点数については、08年度の経費改正で県内業者の点数が全体的に下がっていることから、各ランクの境界点数を引き下げるように変更。それぞれのランクで以前と同程度の業者数を維持できるようにするほか、10年6月から予定していた土木一式の入札参加については当面の間、実施を見合わせる
としたほか、県内業者の10・11年度入札参加資格審査についても、地方基準点数の評価項目と格付	「企業評価の面」で災害対応	「企業評価の面」で災害対応	「企業評価の面」で災害対応

応を加点している」といって不公平感があることから項目自体を廃止。さらに、監理技術者が保有する資格の取得年数についても、「取得後3年間は監理技術者として配置できない」とする意見があることや、若手育成の観点から、0・5点加点の要件となる「取得後3年以上10年未満」を「取得後10年未満」に変更するとした。

県内業者の入札参加資格審査に関する見直しでは、地方基準点数で評価している災害時対応を拡大するとともに、労働災害防止の評価を新たに導入。災害対応で規定するバックホウのバケット容

量緩和と併せ、県以外の要請による緊急対応も評価するとしてほか、防災防止の取り組みについては、建設業労働災害防止協会の加入企業に10点を加点するとした。

このほか、格付け基準点数については、08年度の経費改正で県内業者の点数が全体的に下がっていることから、各ランクの境界点数を引き下げるように変更。それぞれのランクで以前と同程度の業者数を維持できるようにするほか、10年6月から予定していた土木一式の入札参加については当面の間、実施を見合わせる

とした。

直接工事費100%に引き上げ

和歌山県は、建設工事の最低制限価格の算定式を見直す。直接工事費を現行の95%から100%に引き上げる。12月1日以降の公告分から適用する。

―関連13面

2009年度に発注した予定価格1億円未満の工事のうち、100件を対象に実態を調査したところ、直接工事費について、県積算

和歌山県 最低制限算定式見直し

に対する落札者の同費の縮減率が小さかったことから見直しを決めた。

県の発注工事は、中小規模の案件が多いため、大規模工事と比べ、資材の調達など、直接工事費を抑えることが難しいという実態に対応する。1億円以上の工事は低入札価格調査制度を適用している。

最低制限価格を見直し

直接工事費引き上げ100%

和歌山県は、建設工事の最低制限価格制度の見直しなど、入札契約制度を改正する。同価格制度の算定式で、直接工事費を現行の95%から100%に引き上げる。これにより、同価格は3%程度上昇する。総合評価方式は災害時緊急対応の評価項目を廃止する。いずれも12月1日の公告分から適用する。

和歌山県が入札制度改正

2010―11年度の入札参加資格審査の審査項目も見直している。

―1面参照

最低制限価格の見直しに向けては、ことし4月から9月に発注した予定価格1億円未満の工事100件を対象に、落札額の内訳について調査した。県の積算した直接工事費と比べ、内訳書における同

費の縮減率が小さいことが判明したため、算定式の見直しをすることにした。対象工事は現行どおり予定価格が1億円未満の工事とする。

総合評価の災害時緊急対応項目の廃止は、災害の発生が頻度と地域性に偏りがあること、入札参加資格の主観点ですでに加点していることが理由。また、監理技術者の保有する資格取得後の年数も現行で「3年以上10年未満」から「10年未満」に変更する。

10―11年度の入札参加資格審査では、主観点数で建設業労働災害防止協会の会員に10点を新たに加点する。このほか、災害時緊急対応実績について、現行の県の要請によるものから国や自治体まで対象実績を拡大する。

2 建設工事に係る総合評価方式の見直しについて

①災害時等緊急対応の評価項目の廃止

- ・災害の発生については、頻度と地域性について偏りがあるとの指摘がある。
- ・災害対応については、企業の評価として業者評価制度において既に加点している。

②監理技術者の保有する資格取得後の年数による評価の見直し

- ・現在、監理技術者は、資格を取得後10年以上、3年から10年未満で評価されているが、資格を取得しても3年間は、監理技術者として配置出来ないとの意見があった。

見直し内容（土木一式工事の場合）

1級土木施工管理技士または技術士を取得後の年数による評価

【現 行】		【見直し】	
・ 資格取得後 10 年以上	1 点	・ 資格取得後 10 年以上	1 点
・ 資格取得後 <u>3 年以上</u> 10 年未満	0.5 点	・ 資格取得後 <u>10 年未満</u>	0.5 点
・ 上記以外	0 点		

（参考）

- ・入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格 6,000 万円以上の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に適用
- ・下請け業者の適切な指導、監督等総合的な監理を行う必要があることから、国家資格取得後の年数によって評価（1億円未満に適用）
- ・建築一式工事の場合は、「1級建築施工管理技士又は1級建築士」
- ・電気工事の場合は、「1級電気施工管理技士又は技術士」
- ・管工事の場合は、「1級管工事施工管理技士又は技術士」

適用時期 平成 21 年 12 月 1 日公告分の建設工事から適用する。

1 建設工事に係る「最低制限価格」の見直しについて

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」については、本年4月、地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式等の見直しに準拠して、「最低制限価格」・「調査基準価格」の算定式等の見直しを行った。

今般、平成21年4月～9月末までに発注した予定価格500万円以上1億円未満の建設工事784件のうち100件（約13%）の予定価格と落札額の内訳の調査を実施した。

その結果、県が主として実施する中小規模の工事については、直接工事費に乗ずる率が、国直轄工事など規模の大きい工事と比べ、減額率が小さいことが判明した。このため、今回算定式を見直し適正化を図る。

見直し内容

建設工事に係る「最低制限価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が1億円未満の工事に設定

【現行の算定式】

$$\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array}} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.05$$

【見直し後の算定式】

$$\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 1.00 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 1.00 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array}} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.05$$

なお、予定価格が1億円以上の工事に設定する「調査基準価格」の算定式については、現行どおりとする。

適用時期 平成21年12月1日公告分の建設工事から適用する。